

経済産業委員会

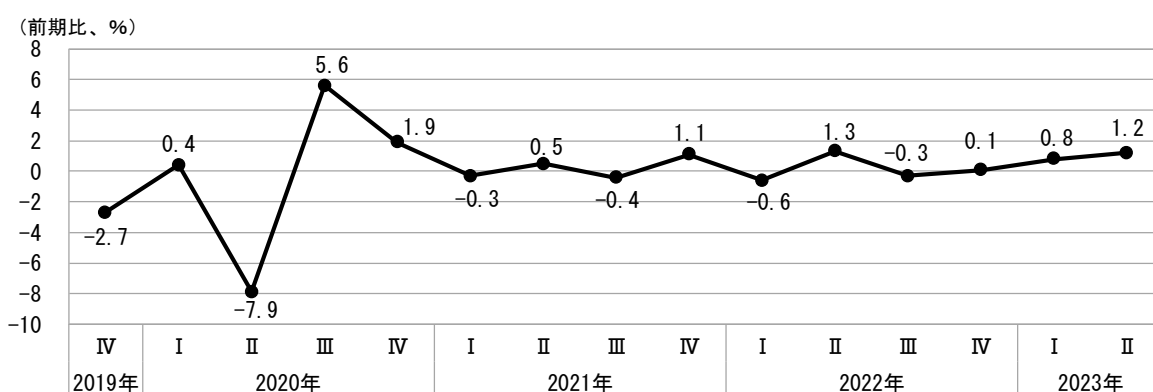
経済産業調査室

I 所管事項の動向

1 我が国経済の動向

我が国の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症のため初めて緊急事態宣言が発出された2020年4－6月期（Ⅱ期）に前期比7.9%減と大幅マイナスになった。その後、感染症の状況や、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受け、一進一退の動きが続いてきたが、2023年4－6月期（Ⅱ期）には3期連続のプラス成長となった。

<実質GDP成長率（前期比、季節調整済み）>



（出所）内閣府「国民経済計算（GDP統計）」を基に当室作成

2 中小企業政策

(1) 中小企業の動向

我が国の中小企業・小規模事業者数は、2016年6月時点で約358万者（企業数全体の99.7%）であるが、厳しい経営環境の下、企業数は長期にわたって減少傾向にある。

中小企業の業況判断DI（前期比季節調整値）¹は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年4－6月期には△63.4（1980年の調査開始以来最低）となった。その後は、中期的には回復基調にあるものの、直近の2023年7－9月期は、△12.8（前期差2.0ポイント減）となった。

企業の倒産件数は、政府による実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）や給付金などの各種コロナ支援策の効果もあり、コロナ禍前より低位にとどまってきた（2022年は6,428件）²。しかし、2022年4月以降、18か月連続で前年同月を上回っており、2023年1－9月は累計6,280件（前年同期比35.1%増）と前年の年間件数に迫る件数となっている³。倒産件数が増加している背景として、人手不足や借入金の返済難で経営に行き詰まるケー

¹ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約19,000社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

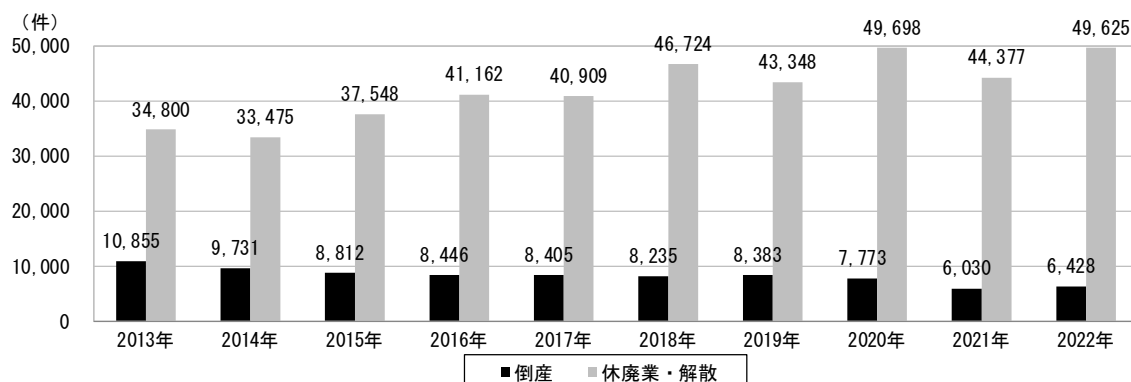
² 東京商工リサーチ「2022年（令和4年）の全国企業倒産6,428件」（2023年1月13日）

³ 東京商工リサーチ「2023年9月の全国企業倒産720件」（2023年10月10日）

スが増えているとの指摘⁴がある。

また、休廃業・解散件数は、倒産件数に比べ高水準で推移している。

＜倒産件数及び休廃業・解散件数の推移＞



(出所) 東京商工リサーチ 『休廃業・解散企業』動向調査』『全国企業倒産状況』を基に当室作成

(2) 生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資の促進

生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業等を後押しするため、新分野展開、業態転換等の思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援する「事業再構築補助金」、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する「ものづくり補助金」、小規模事業者が経営計画を自ら策定して行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」、自社の課題やニーズに合ったITツールの導入を支援する「IT導入補助金」等の補助制度が設けられている。

(3) 資金繰り支援と経営者保証改革

コロナ禍において、政府は、ゼロゼロ融資や給付金等の各種支援策を講じてきた（いずれも既に終了）。また、2023年1月には、ゼロゼロ融資からの借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する「コロナ借換え保証」が創設された。同年8月には、中小企業の持続的成長を支援するべく、「挑戦する中小企業応援パッケージ」が策定され、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号⁵の借換え目的での利用継続など将来の挑戦に向けた資金繰り支援や、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）の設置など経営改善・再生支援の強化が図られている。

中小企業が金融機関から融資を受ける際に経営者個人が会社の連帯保証人となる経営者保証は、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要

⁴ 「倒産増加率、コロナ後最大」『日本経済新聞』（2023.8.9）

⁵ 金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となり資金繰りの円滑化を図る「信用保証制度」の一種であり、自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るもの。新型コロナウイルス感染症は、2020年2月から指定案件となっている。

困となっている。そのため、「経営者保証に関するガイドライン⁶」の策定や、事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策の推進等の取組が進められてきた。

2022年12月には「経営者保証改革プログラム」が策定され、①スタートアップ・創業、②民間金融機関による融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンスの4分野に重点的に取り組むこととされた。このうち、③信用保証付融資に関して、第211回国会（常会）では、信用保証の一部において、法人から代表者への貸付け等がないこと等の一定の要件の下、経営者保証を求めないこと等を内容とする中小企業信用保険法等の改正が行われた。

(4) スタートアップ支援

スタートアップ（新規創業）は、イノベーションや雇用の創出、社会課題の解決等に貢献しうる重要な存在である。しかし、我が国は、欧米主要国に比べ、開業率（2021年度：4.4%⁷）が低く、スタートアップ向け投資額（2022年：8,774億円⁸）やユニコーン企業数（時価総額1,000億円超の未上場企業数）も少ないとされる。政府は、スタートアップを支援するため、情報提供や起業家教育支援、「産業競争力強化法⁹」に基づく創業関連保証や産業革新投資機構（JIC）による資金調達支援等の取組を行ってきた。

2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においては、スタートアップへの投資が重点投資4分野の1つとして位置付けられた。また、同年11月には「スタートアップ育成5か年計画」が決定され、5年後の2027年度にスタートアップへの投資額を10倍を超える規模（10兆円規模）とすることや、将来においてユニコーンを100社創出すること等が掲げられた。同計画に基づき、ストックオプション税制の拡充や、創業5年以内の法人等について経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設等、スタートアップ支援策の拡充が図られている。

(5) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化が進むとともに、後継者不在の企業が多数存在することから、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・引継ぎ補助金等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、M&Aによる第三者承継¹⁰を行う際の支援が強化され、中小M&Aガイドラインの策定、M&A支援機関登録制度、経営資源集約化税制等の取組が行われている。

⁶ 行政当局の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で、有識者を交えた意見交換の場として設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定された。同ガイドラインにおいては、①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保の3要件を将来にわたって充足する体制が整備されている場合に、経営者保証なしで融資を受けられる可能性があることなどが示されている。

⁷ 中小企業庁「2023年版中小企業白書」188頁。厚生労働省「雇用保険事業年報」を基に中小企業庁が算出。

⁸ INITIAL「Japan Startup Finance」（2023年1月19日時点）〈<https://initial.inc/enterprise/resources/japanstartupfinance2022>〉（2023.10.10閲覧）

⁹ 平成25年法律第98号

¹⁰ 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&A）の3類型に分類される。

(6) 下請取引の適正化

中小企業が賃上げをしやすい環境を作り、経済の好循環を実現するためには、立場の弱い下請等中小企業の取引条件の改善が重要である。下請取引の適正化を図るため、政府は、「下請代金支払遅延等防止法¹¹」において、親事業者の義務及び禁止行為を定め、下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるとともに、「下請中小企業振興法¹²」により、下請事業者の体質強化を図っている。また、業種の特성에応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、取引調査員（下請Gメン）による訪問調査、関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

また、2023年9月の国内企業物価指数¹³は、119.3（前年同月比2.0%上昇、速報値）と高水準にあり、コスト上昇圧力が中小企業の大きな負担となっている。そのため、価格転嫁によりコスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担することが重要である。そこで、2021年9月以降、政府は、9月及び3月を「価格交渉促進月間」と定め、発注側企業と受注側企業の価格交渉を促進している。また、受注側企業に対し、価格交渉の状況についてのフォローアップ調査を実施しており、2023年3月の調査¹⁴においては、価格交渉及び価格転嫁のいずれについても、良好な結果になった割合が増加する一方、良くない結果となった割合も増加し、二極化が進行している状況などが明らかとなった。

3 資源・エネルギー政策

(1) 我が国の一次エネルギー供給

我が国の「一次エネルギー供給¹⁵」は、1960年代以降、石油への依存を強めてきたが、1970年代の2度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：LNG）や原子力等の導入が進められた。しかし、2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にLNGの割合が上昇した。また、再生可能エネルギーも2012年7月の固定価格買取制度（FIT制度¹⁶）の開始によりシェアを伸ばしている。

また、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率¹⁷は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった2014年度に過去最低（6.3%）を記録した。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、2021年度は13.3%となった。

¹¹ 昭和31年法律第120号

¹² 昭和45年法律第145号

¹³ 企業間で取引される財を対象に、品質を固定した商品（財）の価格を継続的に調査し、現時点の価格を基準時点（2020年）の価格を100として指数化したもので、日本銀行が毎月公表している。

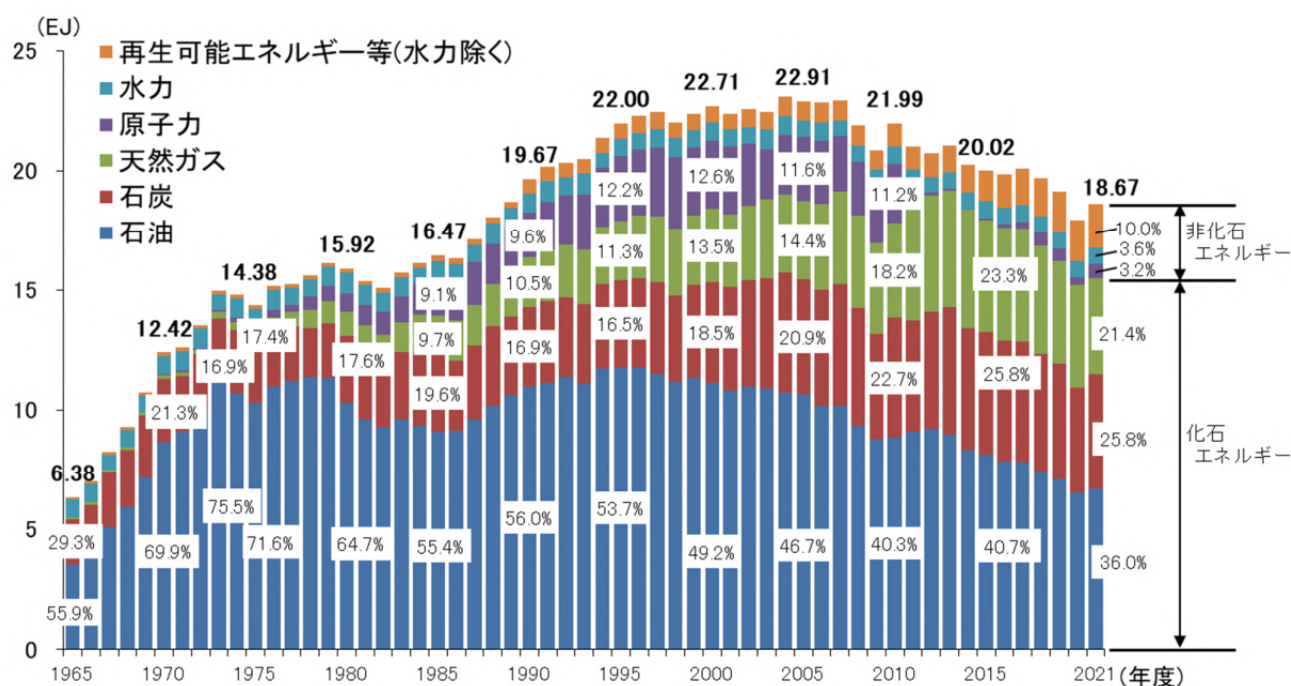
¹⁴ 中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」（2023年6月20日）

¹⁵ 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換を経て、消費者に届けられる。

¹⁶ Feed In Tariff:再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

¹⁷ 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、IEA（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

＜一次エネルギー国内供給の推移＞



(出所) 資源エネルギー庁「エネルギー白書 2023」を基に当室作成

(2) 各エネルギーの現状

ア 化石燃料（石油、LNG、石炭）

化石燃料のうち、石油については、一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡における中東情勢の地政学的リスク¹⁸や新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保、国家・民間での備蓄¹⁹等が進められている。

LNGについては、他の化石燃料に比べてCO₂排出量が少ないため、その需要が世界的に拡大していることに加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響等を踏まえ、戦略的にLNGを確保する仕組みを構築するなど、安定供給に向けた取組が進められている。

石炭については、他の化石燃料に比べてCO₂排出量が多く、2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、非効率な石炭火力のフェードアウトを推進するとされている²⁰。また、「GX実現に向けた基本方針²¹」では、今後は、よりクリーンな天然ガスへの転換を図るとともに、発電設備の高効率化や水素・アンモニア混焼・専焼の技術開発を進めることとしている。

¹⁸ 原油の94.1%（2022年）、LNGの9.4%（同）が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由する（資源エネルギー庁「エネルギー白書 2023」）。

¹⁹ 2023年7月末で、国家備蓄が4,200万kℓ（136日分）、民間備蓄が2,850万kℓ（92日分）など計237日分備蓄されている（資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」（2023年9月））。

²⁰ 2021年10月31日から英国で開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」で採択された決定文書においては、全ての締約国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の削減及び非効率な石炭火力燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること等が盛り込まれている。

²¹ 2023年2月10日閣議決定

イ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス）

再生可能エネルギーは、FIT制度の開始により導入量が拡大しており、2021年度の電源構成に占める割合は約20%となっている。一方で、FIT制度に基づく買取費用（国民負担）の増大²²、発電量等が変動する再生可能エネルギー由来の電力の送電抑制等が課題となっている。これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るFIP制度²³が2022年4月より開始されたほか、第211回国会（常会）において、GX脱炭素電源法²⁴が成立し、特に重要な送電線の整備計画の認定制度を創設するなど系統の増強に向けた環境整備等の取組が進められている。

ウ 原子力

原子力発電は、気候や地政学的リスク等の変動要因が少なく、安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010年度の電源構成に占める割合は約25%であったが、福島第一原発事故を経た2021年度では約7%となっている。原子力発電所については、原子力規制委員会の「新規制基準」（平成25年7月施行）に適合すると認められた12基が再稼働しており（2023年9月20日現在）、政府は、近年の脱炭素化及びエネルギー安定供給の確保の観点から、安全確保を大前提として原子力の活用を進めることとしており、第211回国会（常会）において成立したGX脱炭素電源法において、原子炉の運転期間の延長に関する規定の整備等が行われている。

また、福島第一原発の原子炉建屋に流れ込む地下水により発生した汚染水は、多核種除去設備（ALPS）等で処理した上で原発敷地内において保管されてきたが、2023年8月24日からALPS処理水の海洋放出が行われている。政府は、処理水の処分に伴う風評影響等に対処するため、処理水の処分完了まで全責任をもって取り組む方針を示している²⁵。

資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理して、再度発電に利用する「核燃料サイクル」への取組を進めている。最終的に発生する高レベル放射性廃棄物は地層処分することとされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる「文献調査」が、北海道寿都（すつつ）町及び神恵内（かもえない）村において2020年11月に開始され、現在、原子力発電環境整備機構（NUMO）における文献調査の報告書の取りまとめが進められている。

²² 再生可能エネルギー電気と通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担しており、標準家庭の月額負担額は、2023年度では560円となっている（制度開始当初は66円）。また、同年度の買取費用の総額は約4.7兆円に達する見込みである（経済産業省HP）。

²³ Feed In Premium: FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

²⁴ 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）

²⁵ 「水産業を守る」政策パッケージとして、風評影響への対応や輸出先の転換対策等に総額1,007億円の予算が充てられている。

(3) GX実現に向けた動き

異常気象や大規模災害の増加といった気候変動が世界的な課題となる中、2015年に気候変動問題に関する国際的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、世界規模で脱炭素化に向けた動きが加速している。こうした世界的な潮流を背景として、我が国では、2020年10月に菅内閣総理大臣（当時）が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（2050年カーボンニュートラル）を宣言し、同年12月に「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策として「グリーン成長戦略²⁶」が策定された。また、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を表明した。同年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底等、野心的な政策対応²⁷を定め、2030年度の電源構成の見通し（LNG20%程度、石炭19%程度、石油2%程度、再生可能エネルギー36~38%程度、原子力20~22%程度、水素・アンモニア1%程度）²⁸についても示している。

脱炭素化に向けた取組は、国際的にも、経済成長の制約やコストとしてではなく、むしろ、産業構造や社会変革を通じた次なる成長の機会として捉えられている。また、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略では、エネルギー分野のインフレーションが顕著になるなど、国際的なエネルギー情勢が一変し、エネルギー安全保障上の課題が改めて認識された。こうした変化を契機として、世界各国は、国家を挙げた脱炭素投資への支援や新たな市場・ルール形成の取組を加速しており、脱炭素投資の成否が、企業・国家の競争力を左右するようになってきている。

2022年5月には、「クリーンエネルギー戦略」の中間整理が取りまとめられ、脱炭素を経済成長等につなげるための産業のグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた道筋等が示された。同年7月に設置された「GX実行会議」では、同年12月、安定的で安価なエネルギー供給や産業・社会構造の変革等、今後10年のロードマップ「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられた。これを踏まえ、GX実現に向けて必要となる関連法として、GX推進法²⁹及びGX脱炭素電源法が第211回国会（常会）に提出され、GX推進法は2023年5月12日、GX脱炭素電源法は同月31日にそれぞれ成立した。

²⁶ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略。洋上風力、太陽光等の14の成長分野について数値目標等を盛り込んだ「実行計画」や10年間で2兆円の「グリーンイノベーション基金」の創設等を内容としている。2021年6月に一部改定された。

²⁷ 具体的には、「再生可能エネルギー」について有望かつ多様で重要な国産エネルギー源と位置付け、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとし、「原子力」について安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造に寄与する重要なベースロード電源と位置付け、使用済燃料対策等の様々な課題へ対応するとし、「化石エネルギー」について現時点でエネルギー供給の大宗を担う今後とも重要なエネルギー源と位置付け、脱炭素技術を確立しコスト低減を目指しながら活用していくとしている。

²⁸ なお、2021年度の電源構成（確報値）は、LNG34.4%、石炭31.0%、石油等7.4%、再生可能エネルギー20.3%、原子力6.9%。

²⁹ 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年法律第32号）

＜「GX推進法」及び「GX脱炭素電源法」の概要＞

法律名	項目	概要
GX推進法 (脱炭素分野での新たな需要・市場創出)	①GX推進戦略の策定	・GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略を策定 ³⁰
	②GX経済移行債の発行及び償還	・GX投資の支援のためのGX経済移行債を発行(2023年度から10年間) ・化石燃料賦課金及び特定事業者負担金により償還
	③成長志向型カーボンプライシングの導入	・化石燃料の輸入事業者等に対する化石燃料由来のCO ₂ 量に応じた化石燃料賦課金の徴収(2028年度から) ・発電事業者に対するCO ₂ 排出枠の割当て(一部有償)及び割当量に応じた特定事業者負担金の徴収(2033年度から)
	④GX推進機構の設立	・民間企業のGX投資の支援、賦課金・負担金の徴収、排出枠の割当て等の業務を行う機構の設立
GX脱炭素電源法 (電気の安定供給の確保)	①地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援	・特に重要な送電線の整備計画の認定制度の創設等 ・太陽光発電の追加投資部分に新たな買取価格を適用 ・関係法令等の違反事業者への規律強化等
	②安全確保を大前提とした原子力の活用・廃炉の推進	・原子力利用の価値及び国・事業者の責務の明確化 ・運転開始30年超の原子炉設備の劣化評価及び原子力規制委員会の認可の義務付け(10年以内ごと) ・原子炉の運転期間(40年)の延長(20年+ α (事業者が予見しがたい事由による停止期間))に関する規定の整備 ・使用済燃料再処理機構への廃炉業務の追加及び原子力事業者への廃炉拠出金の義務付け

(出所) 当室作成

なお、「GX実現に向けた基本方針」では、「水素」がGX実現に向けた重要な柱の一つとして位置付けられ、同年6月、「水素基本戦略」が改定された。同戦略は、①2040年以降における水素等の導入目標量の設定、②サプライチェーン構築・供給インフラ整備に向けた支援制度の整備等を内容としている。

(4) エネルギー価格高騰問題

ア 原油・LNG価格の高騰

原油価格については、コロナ禍による産業活動の停滞に伴う世界的な原油需要の減退を受けたOPECプラス³¹での減産合意の影響、その後の景気回復による原油需要の拡大やロシアによるウクライナ侵略を受け、世界的に高騰した。また、急速な円安の影響もあり、円建ての原油価格は更に上昇した。LNG価格についても、ウクライナ侵略や世界各国が脱炭素化のため石炭からLNGへの転換を進めていること等により、世界的に高騰した。

その後、2022年後半以降は、世界的な景気後退の懸念等から原油・LNG価格は下落し、11月以降は急速な円高も加わり、価格は落ち着きを見せていたものの、OPECプラスによる協調減産や、サウジアラビア及びロシアによる自主減産等により再び原油・LNG価

³⁰ GX推進法に基づき、2023年7月28日に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が策定された。

³¹ サウジアラビアやイラクなどのOPEC(石油輸出国機構)加盟国(現在13か国)及びロシアやメキシコなどの非OPEC加盟国(現在10か国)により、2016年、設立の合意がなされた。

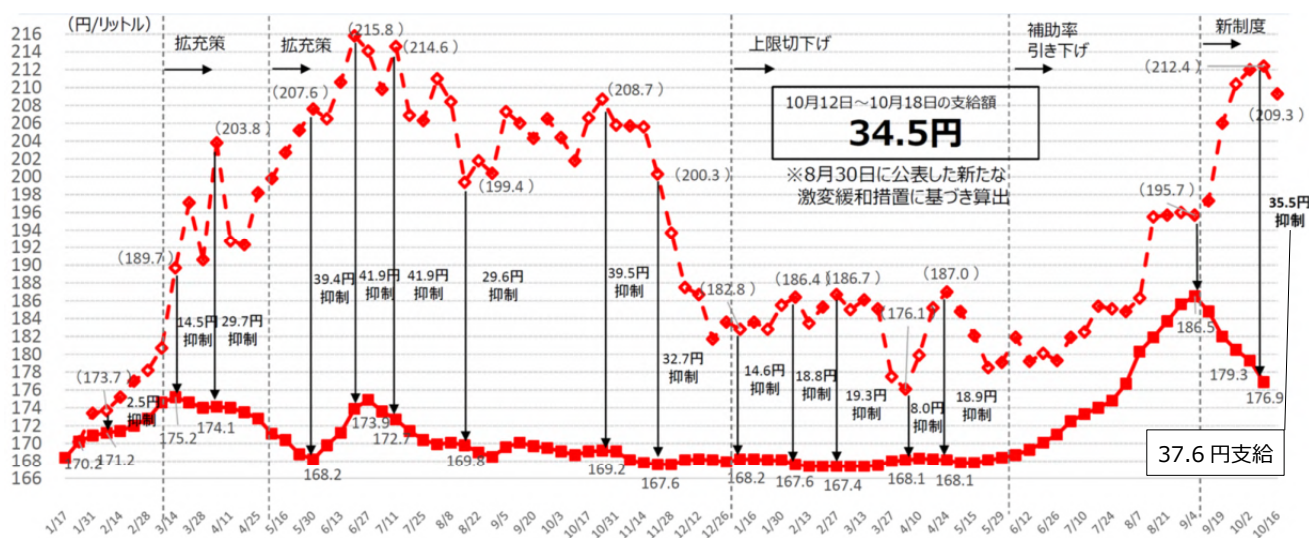
格が上昇し、為替も円安に進んだため、価格が高騰しつつある。

イ 燃料油価格激変緩和対策事業

原油価格の高騰によるガソリン等の燃料油価格の高騰を受け³²、政府は2022年1月から「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施しており、総額約6.2兆円の予算を充てている。補助金のない場合の予測価格と基準価格（168円）との差額を石油元売会社に支給する³³。対象の油種はガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料とし、実施期間は2023年9月末までとしていたが、原油価格の高騰や補助上限及び補助率の引下げにより、燃料油価格が高騰し、8月28日にガソリン価格（レギュラー）は統計開始以降の最高値を更新した³⁴。

このため、同事業を12月まで継続することとし、10月中に全国平均価格175円程度の水準となるよう補助額及び補助率を見直すこととされた³⁵。

＜ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果＞



(出所) 資源エネルギー庁「燃料油価格激変緩和補助金」(2023. 10. 12)
を基に当室作成

--- 補助がない場合のガソリン価格
— 補助後のガソリン価格

ウ 電気・ガス価格激変緩和対策事業

世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・都市ガス料金の上昇は、我が国の経済社会に広範な影響を与えており、家庭や企業等の負担は増加した。

このため、負担緩和策として、各小売事業者等を通じて、電気・都市ガスの使用量に応

³² ガソリンの小売価格の全国平均は、2020年5月11日にコロナ禍以降の最安値124.8円/ℓを付けた後、2022年1月24日に170.2円/ℓまで上昇し、補助金の支給が開始された。

³³ 補助金の上限額は、2022年12月末までは35円であったが、2023年1月以降は2円ずつ減少し、5月は25円となった。上限を超過した分の1/2の補助は引き続き実施された。6月以降は、上限額を段階的に縮減させる一方で高騰リスクへの備えが強化された。

³⁴ これまでの最高値は185.1円/ℓ(2008年8月4日)であった。

³⁵ 補助額は17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5(流通の混乱を防ぐ観点から、9月は補助率3/10)とされた。

じた料金の値引き³⁶を行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業等を支援する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が2023年1月から実施されている。

同事業は、同年9月までとされていたが、燃料油価格激変緩和対策事業と同様に12月まで延長することとされた³⁷。

4 産業政策

(1) 自動車

ア 電動化等の自動車の高機能化

自動車産業は現在100年に1度の変革期を迎えているとされ、「CASE」と称される各領域（コネクテッド、自動運転、シェアリング・サービス、電動化）で技術革新が進んでいる。その中で電動化については、世界的な脱炭素化への移行に伴い、近年、各国政府が相次いでガソリン車規制に関する方針を表明している。

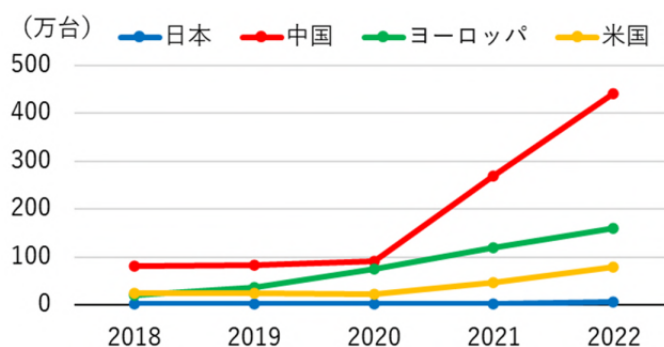
＜主要国の電動化目標＞

日本	2035年までの乗用車新車販売での電動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）100%
EU	2035年以降、ガソリン車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車を含む）の販売禁止としていたものの、2023年3月、合成燃料のみで走行する内燃機関を搭載する車についても、一定条件下で新車販売を認める方向で検討が進む
中国	2035年をめどに新車販売の半数を電気自動車等、残り半分をハイブリッド車に
米国	2030年までに新車販売の半数を電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車に

（出所）当室作成

こうした各国での動きに伴い、2022年の電気自動車の世界販売台数はIEA（国際エネルギー機関）によると約730万台と前年と比べ約6割増となり、中国が約6割増の約440万台、欧州も約3割増の約160万台、米国は約80万台であった。一方、我が国の2022年の電気自動車の販売台数は約6万台にとどまっている。

＜世界の主要市場における乗用車の電気自動車販売台数＞



（出所）IEA”Global EV Outlook 2023”を基に当室作成

³⁶ 電気料金については、低圧が7円/kWh、高圧が3.5円/kWhの値引き。ガス料金については、30円/m³の値引き（年間契約量が1,000万m³以上の企業等は対象外）。9月分については、値引き額は半額とされた。

³⁷ 値引き額は、9月と同様に、電気は低圧が3.5円/kWh、高圧が1.8円/kWh。ガスは15円/m³とされた。

イ 自動車産業への影響

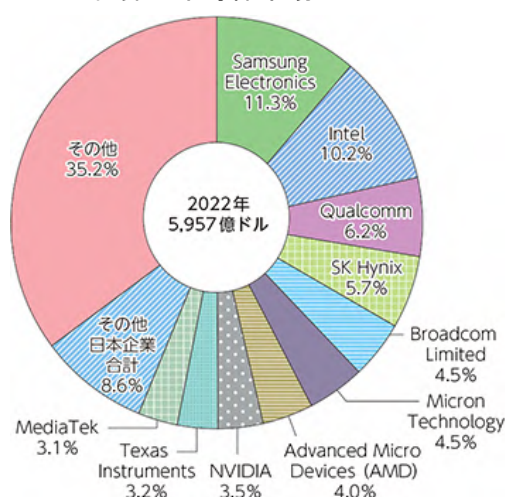
引き続き、世界的にガソリン車から電動車への転換等に向けた動きが進んでいくことが見込まれるが、電気自動車はガソリン車と比較して部品点数が少なく、既存の部品メーカーの多くが影響を受けることが予想されている。また、MaaS（個々人が様々な交通手段の最適な組み合わせを選択できる新たな交通サービス）や自動走行技術を活用した車の使い方の変革等に伴って、IT、電機等の他業種からの参入の動きも進んでおり、現在の完成車メーカーを頂点とした自動車産業の構造は大きな転換期を迎えている。

(2) 半導体

ア 我が国の世界シェア

半導体は、自動車、家電、デジタル機器等に使用され、5G・AI・IoT・DX等のデジタル社会を支える基幹部品であり、産業に必要不可欠な「産業のコメ」とも言われる。また、2022年12月には経済安全保障推進法³⁸に基づき特定重要物資として指定されている。日本企業の半導体売上高の世界シェアは、1990年頃には5割を占めていたが、海外企業との競争激化により、2022年時点で市場の1割弱に落ち込んでいる。

<世界の半導体市場のシェア>



(出所) 総務省「令和5年版 情報通信白書」

イ 半導体の国内生産基盤の整備に向けた政府の取組

近年、デジタル化の進展に伴うデジタル機器の需要拡大等により世界的に半導体の需給がひっ迫したことを踏まえ、各国で経済安全保障及び産業政策の観点から半導体の生産基盤を自国内に構築するための支援策を打ち出す動きが見られる。

我が国においても、補助金による支援等を内容とした改正5G促進法³⁹に基づき、令和3年度補正予算で6,170億円の特定半導体基金を造成し、3件（TSMC（台湾積体電路製

³⁸ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

³⁹ 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律」（令和3年法律第87号）

造)：熊本県、キオクシア：三重県、マイクロンメモリジャパン：広島県)の半導体生産施設整備に対して、政府は合計で最大6,154億円の補助金交付を決定した。さらに、令和4年度第2次補正予算で同基金に4,500億円を追加計上した。また、政府は、トヨタ自動車やNTTなど日本企業8社が出資して次世代半導体の国産化を目指す新会社「Rapidus(ラピダス)」に対して、2022年11月、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の次世代半導体の研究開発プロジェクトとして700億円の補助金交付を決定したほか、2023年4月、同社の北海道千歳市の新工場建設等に対し同事業において2,600億円の追加支援を行うことを決定した。その後、同年10月、マイクロンメモリジャパンの次世代メモリの開発・生産計画に対して、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業から最大250億円、特定半導体基金から最大1,670億円の追加支援を決定した。

5 知的財産政策

(1) 我が国の知的財産政策の概要

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法に基づき毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとり推進されている。2023年6月に策定された「知的財産推進計画2023」では、競争力や新たな価値創造に結実する知財戦略や外部の知識・技術を積極的に取り込んでいくオープンイノベーションによる持続的な価値創造等が必要とした上で、多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて、今後、知的財産戦略推進上重要となる政策課題と施策が重点10施策として整理された。

<知的財産推進計画2023の全体像>

1. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化
2. 多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用
3. 急速に発展する生成AI時代における知財の在り方
4. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
5. 標準の戦略的活用の推進
6. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備
7. デジタル時代のコンテンツ戦略
8. 中小企業/地方(地域)/農林水産業分野の知財活用強化
9. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化
10. クールジャパン戦略の本格稼働と進化

(出所) 内閣府「知的財産推進計画2023(概要)」を基に当室作成

同計画の「急速に発展する生成AI時代における知財の在り方」に関しては、AIを利用した発明に係る特許審査実務上の課題等について諸外国の状況も踏まえて整理・検討すること等の方向性が示された。

2023年10月に、知的財産戦略本部の下に「AI時代の知的財産権検討会」が設置され、生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等やAI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について検討が行われている。

(2) 知的財産政策の見直し

近年、AIやIoT技術の発展等により、社会・経済におけるデジタル化、グローバル化が一層進展し、デジタルとリアルの融合した新領域でのビジネス創出やビジネスの多様化等が進む中、日本企業は厳しい競争環境にさらされている。

こうした状況を踏まえ、第211回国会（常会）において不正競争防止法等が改正され⁴⁰、デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化のため、登録可能な商標の拡充やデジタル空間における模倣行為の防止等の措置が講じられたほか、コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備のため、送達制度の見直しや書面手続のデジタル化等のための見直し等の措置が講じられた。

6 通商政策

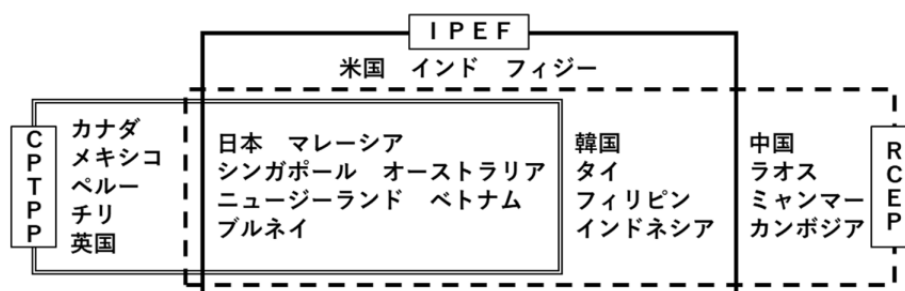
2000年代後半以降、WTO（世界貿易機関）での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は、貿易・投資の拡大のため積極的に二国間・地域間の経済連携協定（EPA／FTA）を締結するようになっている。

我が国では2023年3月現在、20の経済連携協定が発効済みであり、2016年2月に署名されたTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）及び同協定から米国が離脱したことを受けて残りの11か国で2018年12月に発効したCPTPP協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結を進めたほか、2022年1月に発効したRCEP（地域的な包括的経済連携）協定にも参加している。CPTPP協定については、本年7月に英国の加盟が正式に承認された。また、このほかにも中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナが加入を申請している。

2022年5月にはIPEF（インド太平洋経済枠組み）が立ち上げられた。これは米国を含む14か国が参加する経済枠組みであり、「貿易」「サプライチェーン」「クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ」「税・腐敗防止」の4つの分野について交渉を進めることとしているがEPAやFTAとは異なり、関税についての交渉は行わないこととされている。また、インドを除く13か国は4つの全ての分野に参加するが、インドは「貿易」分野の参加を見送っている。同年10月にカナダがIPEFへの参加意向を表明した。2023年5月には半導体や希少金属などの重要物資を特定国に依存しない供給網や、緊急時に融通しあう仕組みを構築する「IPEFサプライチェーン協定」の実質妥結に至った。

⁴⁰ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第51号）

＜CPTPP、RCEP、IPEFの参加国＞



(出所) 当室作成

7 独占禁止政策

(1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められており、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法等について、違反行為の調査及び排除措置等を行うほか、各種ガイドラインの策定等による関係業界の指導、相談等を実施している。

(2) プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

デジタルプラットフォーム⁴¹ビジネスについては、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律⁴²」において、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示や透明性・公正性に関する評価等の措置が講じられており、2021年4月に規制対象としてアマゾンジャパン、楽天グループ、ヤフー、Apple、Google が指定された。また、デジタル広告分野についても、2022年10月にGoogle、Meta、ヤフーが規制対象として指定された。

II 第212回国会提出予定法律案等の概要

提出予定法律案等はない（10月19日現在）。

(参考) 継続法律案等

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定める。

⁴¹ インターネットを通じてICTやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するもの

⁴² 令和2年法律第38号

○ **新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外 9 名提出、第 208 回国会衆法第 24 号）**

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入に係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定める。

○ **自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外 15 名提出、第 208 回国会衆法第 35 号）**

我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定める。

○ **中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外 8 名提出、第 208 回国会衆法第 46 号）**

現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から 5 年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずる。

○ **分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外 6 名提出、第 208 回国会衆法第 56 号）**

気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定める。

○ **国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外 5 名提出、第 208 回国会衆法第 57 号）**

脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定める。

○ 発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案
(小野泰輔君外 2 名提出、第 211 回国会衆法第 9 号)

発電に関する原子力の利用が我が国のエネルギー政策において重要であることに鑑み、発電に関する原子力の利用に係る国、地方公共団体及び原子力事業者の果たすべき責任を明らかにするため、発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革について、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定める。

○ 電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案(小野泰輔君外 2 名提出、第 211 回国会衆法第 10 号)

電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大のための電気事業に係る制度の抜本的な改革が行われてきたにもかかわらず、電力の取引における公正な競争が確保されていないことに鑑み、電力の取引における公正な競争の促進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める。

内容についての問合せ先

経済産業調査室 中川首席調査員(内線 68560)